

環

解答用紙の選択科目名に「情報」と記入し、選択科目マーク欄の「情報」をマークしてから解答してください。情報の解答は解答用紙の解答欄(1)~(72)にマークしてください。

## 情報 I

学習指導要領(1)-知・技-イ

学習指導要領(1)-思・判・表-イ

学習内容(1)-イ法・情報セキュリティ・情報モラル

以下、法制度に関しては、日本のものについて考えるものとする。

(ア) 次の文章を読み、空欄(1)~(5)に入るもっとも適した語を選択肢から選び、その番号を解答欄にマークしなさい。

ツイッターで過去に投稿された自分の逮捕歴が閲覧できる状態になっているとして、男性がツイッター社に削除を求めた裁判で、最高裁判所は「逮捕から時間がたっていて公益性は小さくなっている」などとして、今回のケースは(1)の保護が優先すると判断し、削除を命じる判決を言い渡しました。

2012年に建造物侵入の疑いで逮捕された男性は、略式命令を受けて罰金10万円を納めましたが、その後もツイッターで名前や容疑が分かる逮捕時の報道を引用した投稿が閲覧できる状態になっていて、就職活動に支障が出たなどとしてツイッター社に削除を求めました。(中略)

24日の判決で、最高裁判所第2小法廷の草野耕一裁判長は「逮捕から時間がたっていて、すでに刑の効力はなく、ツイートに引用された報道もすでに削除されていて公益性は小さくなっている」と指摘しました。そのうえで「投稿はいずれも逮捕の事実を速報することを目的にしていたとみられ、長期間にわたり閲覧されることを想定していたとは認めがたく、男性は公益的な立場でもない」として、今回の投稿については(1)の保護が社会に情報を提供し続ける必要性を上回ると判断し、2審判決を取り消し、投稿を削除するよう命じました。(中略)

2審判決がツイッターの投稿について、(2)サイトと同様に厳格に考えるべきだとして削除を認めなかしたことについては「ツイッターが提供しているサービスの内容や利用実態を考慮しても、そのようには判断できない」と否定しました。(中略)

インターネット上で公開された書き込みや個人情報などは(3)されると消し去ることが困難なため、入れ墨に例えて「デジタルタトゥー」とも呼ばれています。こうしたネット上の情報をプラットフォームの提供事業者が削除できるのはどのような場合か、最高裁判所は2017年に、グーグルに対する仮処分の決定で考え方を初めて示しました。(中略)

決定で最高裁は「(2)サイトは膨大な情報から必要なものを入手することを支援する情報流通の(4)

だ」として、削除は  サイトのそうした役割や  行為の制約につながると指摘しました。そのうえで、判断にあたっては、社会的な関心の高さや本人が受ける損害といった事情をもとに、情報を社会に提供する事業者の役割や  の自由より  の保護が明らかに優先される場合は削除できるという基準を示しました。(後略)

出典：NHK NEWS WEB 「ツイッターの逮捕歴に関する投稿 最高裁が削除命じる初の判決」  
(2022年6月24日掲載) より一部改変

【 ~  の選択肢】

- (1) 信仰 (2) 基盤 (3) 辞書 (4) 著作権 (5) プライバシー
- (6) 隠匿 (7) 表現 (8) 検索 (9) 障壁 (0) 拡散

(イ) 産業財産権に関する説明として、正しいものを次の選択肢から 1 つ選び、その番号を解答欄  にマークしなさい。

- (1) 商標登録出願は、商標の使用をする一又は二以上の商品又は役務を指定して、商標ごとにしなければならない。
- (2) 「意匠」とは、自然法則を利用した技術的思想の創作のうち高度のものをいう。
- (3) 文化庁長官は、審査官に意匠登録出願を審査させなければならない。
- (4) 営業秘密の不正取得は、特許法で禁止されている。
- (5) 容易に考案することができる商標は、商標登録を受けることができない。

(ウ) 著作権法に関する説明として、正しいものを次の選択肢から 1 つ選び、その番号を解答欄  にマークしなさい。

- (1) データベースは、その情報の選択又は体系的な構成に創作性が認められるものでも、著作物としては保護されない。
- (2) 小説は著作物に該当するが、講演は著作物に該当しない。
- (3) 印刷、写真、複写、録音、録画その他の方法により有形的に再製することを、翻案という。
- (4) 著作権法にいう「公衆」には、特定かつ多数の者は含まれない。
- (5) 著作者は、公衆送信されるその著作物を受信装置を用いて公に伝達する権利を専有する。

(エ) 個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）に関する説明として、正しいものを次の選択肢

環

から1つ選び、その番号を解答欄 (8) にマークしなさい。

- (1) データ入力の受託に伴い委託元から個人データの提供を受けた事業者は、本人の同意がなくても、その個人データを利用して自社の広告を本人へ送付してよい。
- (2) 個人情報取扱事業者は、本人の同意なく個人情報を取得してはならない。
- (3) コンピュータを利用していない事業者には、個人情報保護法は適用されない。
- (4) 防犯カメラの録画に顔の映像が記録されていても、本人の氏名が記録されていなければ、個人情報には該当しない。
- (5) 法人その他の団体は「個人」に該当しないため、法人等の団体そのものに関する情報は、個人情報には該当しない。